

## 平成21年資産等報告書の審査報告書

生駒市政治倫理審査会は、生駒市政治倫理条例（平成20年生駒市条例第25号。以下「条例」という。）第5条第6項の規定に基づき、平成21年6月11日付け生総第64号により生駒市長から審査を求められた市長等の資産等報告書及び議員の資産等報告書の写しについて審査を行いました。

その審査の経過と結果は、下記のとおりでしたので、条例第8条第2項第1号の規定により報告いたします。

### 記

#### 1 審査の概要

##### (1) 審査の経過

第1回 政治倫理審査会（平成21年6月8日）

- ① 委嘱状の交付
- ② 正副会長の選出
- ③ 審査方法及び手順の協議

第2回 政治倫理審査会（平成21年7月10日）

- ① 審査依頼の報告
- ② 資産等報告書の審査

第3回 政治倫理審査会（平成21年8月14日）

- ① 資産等報告書の審査
  - ア 訂正届出者について
  - イ 必要書類の再提出者について
- ② 平成21年資産等報告書の審査報告書（案）の作成

第4回 政治倫理審査会（平成21年10月7日）

- ① 平成21年資産等報告書の審査報告書のとりまとめ
- ② 平成21年資産等報告書の審査報告書の市長への提出

##### (2) 審査の方法

条例等の規定に基づき提出された資産等報告書と添付資料を照合し、誤記、記載漏れ等の点検を行うとともに、記載事項に疑義が生じたものを審査いたしました。

#### 2 審査意見

今回、審査した資産等報告書は、特段の疑義はなく、条例及び施行規則等の規定に基づき、概ね適正に報告されているものと認めます。

### 3 審査会からの要請

審査会は、審査をより充実させるとともに、資産等報告書の内容をより明確で透明性のあるものとするため、次のとおり要請します。

#### (1) 資産等報告書の正確性及び透明性の確保について

- 資産等報告書の記入においては、土地の面積、固定資産税の課税標準額の年度、自動車の種類、資産の共有の場合の記入など、統一的な記入が行われていない実態が見受けられました。

今後は、統一的な記入についての考え方を整理し、誤記及び記載もれがないように、報告者に十分周知すること。

- 今年度、資産等報告書の提出が初めてのため、誤記等があったので、報告者の記入の統一が図られるよう、記入例を示すなど改善を図ること。

- 該当する項目が無い場合は、無い旨の表示をすること。

#### (2) 資産等報告書の記載事項について

- 施行規則第6条第1項において、1口座当たり100万円未満の預金及び貯金を除いて報告することになっていますが、資産等報告書の内容を、より明確で透明性のあるものとするため、総額100万円以上の預貯金については報告するように改めることを検討されたい。

- 施行規則第6条第6項において、税等の納付状況は前年度分の市町村税の納付状況を記入することになっていますが、実態は、市県民税を記入していて、添付されていた納税証明も市県民税になっていることから、実態に沿った記入にすること。

以上、必要に応じて規則及び様式の改正も視野に入れて検討されることを要請いたします。

平成21年10月7日

生駒市政治倫理審査会

会 長 中 川 幾 郎

副会長 景 山 良 一

委 員 横 田 保 典